

第 149 回 科学技術部会	資料 2－3
令和 8 年 7 月 22 日	

厚生労働科学研究の成果に関する評価 (案)

(令和 7 年度報告書)

厚生科学審議会

科学技術部会

令和 8 年 7 月 22 日

厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和7年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	
1) 評価の対象と実施方法	4
2) 各研究事業の記述的評価	5
3) 終了課題の成果の評価	5
4) 評価作業の手順	6
4. 評価結果	
1) 評価対象である研究事業の一覧	7
2) 各研究事業の記述的評価	
I. 行政政策研究分野	
1. 政策科学総合研究事業	
(1) 政策科学推進研究事業	9
(2) 統計情報総合研究事業	11
(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	13
(4) 倫理的法的社会的課題研究事業	14
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	15
3. 厚生労働科学特別研究事業	16
II. 疾病・障害対策研究分野	
1. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	18
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	20
(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業	22
(3) 難治性疾患政策研究事業	24
(4) 腎疾患政策研究事業	26
(5) 免疫アレルギー疾患政策研究	28
(6) 移植医療基盤整備研究事業	30
(7) 慢性の痛み政策研究事業	32
3. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	34
(2) 認知症政策研究事業	36
(3) 障害者政策総合研究事業	37
4. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	38

(2) エイズ対策政策研究事業	・ ・ ・ ・ ・	40
(3) 肝炎等克服政策研究事業	・ ・ ・ ・ ・	41
Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野		
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	・ ・ ・ ・ ・	43
2. 労働安全衛生総合研究事業	・ ・ ・ ・ ・	45
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業		
(1) 食品の安全確保推進研究事業	・ ・ ・ ・ ・	47
(2) カネミ油症に関する研究事業	・ ・ ・ ・ ・	48
(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	・	49
(3) 化学物質リスク研究事業	・ ・ ・ ・ ・	50
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	・ ・ ・ ・ ・	51
3) 終了課題の成果の評価	・ ・ ・ ・ ・	52
5. 研究事業全体の評価	・ ・ ・ ・ ・	54

1. 科学研究開発評価に関するこれまでの経緯

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としている（厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成 10 年厚生省告示第 130 号））。社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究（Mission-Oriented Research）という役割があり、国民の健康・安全確保を推進する政策等に着実に貢献し得る研究成果が求められる。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）に基づき策定された第 2 期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）において、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定された。さらに平成 16 年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 17 年 3 月内閣総理大臣決定）が策定された。

経済・社会における研究開発への期待の高まり等に対応するため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の制定等を踏まえ、より実効性の高い研究開発評価の実施推進の観点から、平成 20 年 10 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。この改定により、評価結果を次の研究開発につなげるとともに、成果の国民・社会への還元の迅速化や、被評価者の積極的関与による評価の効率化等が図られた。

その後、第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月閣議決定）においては、科学技術イノベーション政策における PDCA サイクルの確立と研究開発評価システムの改善及び充実の必要性が示された。第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）には、Society5.0 の推進及びイノベーションの創出が掲げられた。また、令和 2 年には、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっていることを踏まえ、従来の「科学技術基本法」を変更する形で「科学技術・イノベーション基本法」が成立した。さらに、新

新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、令和3年3月にはグローバル課題への対応と国内の社会構造の改革の両立の観点等を盛り込んだ第6期科学技術・イノベーション基本計画が策定された。加えて、総合科学技術会議からの意見具申を受け、平成24年12月、さらには平成28年12月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（2～3ページ＜参考1＞参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では、平成14年8月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、その後、旧大綱的指針の改定等を踏まえて適宜改定（平成17年8月、平成20年4月、平成21年12月、平成22年4月、平成22年11月、平成27年4月、平成29年3月）を行い、研究開発評価の効果的な実施に努めてきた。（3～4ページ＜参考2＞参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会においては、平成15年度より厚生労働科学研究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会では、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、厚生労働科学研究補助金の成果の評価を行うものである（3～4ページ＜参考2＞参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を確保しつつ、適切な評価を実施する。その評価結果の活用により、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発の推進及び効率化を図る。また、研究成果を国民及び社会に還元することも念頭に置いて行う。

＜参考1＞

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

Ⅱ. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方向）

第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせる必要がある。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、

それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせて実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとまりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにともなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げになってはならず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成29年3月24日一部改正）

第5編 研究開発プログラムの評価

第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果

の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、（１）厚生労働科学研究の各研究事業及び（２）令和7年度終了課題の成果とする。

令和7年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベースの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)^{注1}」(図1)に登録された令和8年6月26日時点のデータを基礎資料として用いた。

^{注1}：「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、平成17年度の研究成果の報告より新たに導入したものである。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から5年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

2) 各研究事業の記述的評価

各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づき評価委員会が作成した。評価に当たっては、各研究事業所管課室が「厚生労働科学研究の成果のまとめ(令和7年度)」(資料2-2)作成した資料を参考にした。各課室の資料は、以下の項目に基づき整理された。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況

5. 研究成果の評価

6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、令和7年度終了課題のものを集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成17年度より、研究代表者が研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築し、同年度終了研究課題以降については、研究代表者に対し、成果のWEB入力を依頼している。本評価では、その登録結果を基礎資料として用いた。調査項目は、成果及び発表状況とし、その詳細は表1に示すとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

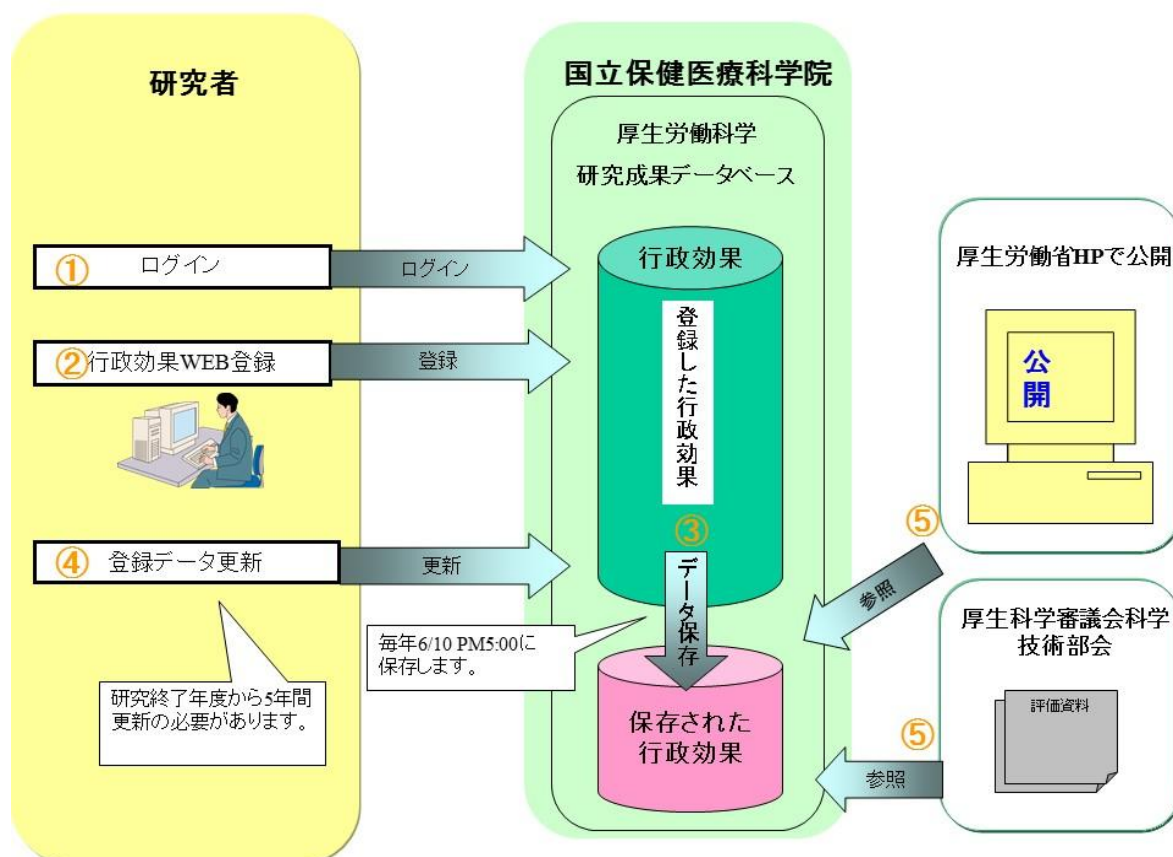


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課室から提出された評価委員会の意見を反映した資料に基づき評価を行った。また、各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果についても評価を実施した。なお、本評価の実施に当たっては、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（3～4ページ＜参考2＞参照）に示された観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

(2) 統計情報総合研究事業

(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業

(4) 倫理的・法的・社会的課題研究事業

2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

3. 厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業

(3) 難治性疾患政策研究事業

(4) 腎疾患政策研究事業

(5) 免疫アレルギー疾患政策研究事業

(6) 移植医療基盤整備研究事業

(7) 慢性の痛み政策研究事業

3. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

4. 感染症対策総合研究事業

- (1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
- (2) エイズ対策政策研究事業
- (3) 肝炎等克服政策研究事業

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

- 1. 地域医療基盤開発推進研究事業
- 2. 労働安全衛生総合研究事業
- 3. 食品医薬品等リスク分析研究事業
 - (1) 食品の安全確保推進研究事業
 - (2) カネミ油症に関する研究事業
 - (3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
 - (4) 化学物質リスク研究事業
- 4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価

令和7年度 政策科学推進研究事業「成果に関する評価」

(279,178 千円)

1. 研究事業の概要

社会・経済構造の変化とそれに対応する社会保障の構築に資する研究を推進する。これにより、各施策に資する客観的根拠を得ることで効果的・効率的な社会保障施策の立案に資する。

2. 研究事業の成果

出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究（令和5～7年度）では、出産費用の実態把握を行い、出産費用等の見える化に関する議論に資する成果が得られた。

分娩取扱施設における出産に係る費用構造の把握のための調査研究（令和6～7年度）では、分娩取扱施設における出産に係る費用構造等を調査し、出産に対する支援強化に関する検討に資する成果が得られた。

急性期、回復期、慢性期の入院患者の疾病や治療を踏まえた患者の状況等に応じた看護・ケアに関する指標の開発及び評価体系の検討に資する研究（令和6～7年度）では、重症度、医療・看護必要度におけるB項目の活用例を複数まとめ、診療情報改定に向けた検討に資する成果が得られた。

3. 成果の評価

社会・経済構造の変化に対応し、質の高い効果的・効率的な施策立案を行う必要がある。本研究事業では社会保障施策立案に資する理論的・実証的研究が不可欠である。省内関係部局との調整の下、施策の推進に必要かつ緊急性の高い課題を設定し、適切な事前評価により、効率よく、優れた研究が採択・実施された。多くの研究が喫緊の行政のニーズを反映しており、それらの成果が、医療・介護・福祉・年金・雇用等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用された。また、中長期的な施策検討に有用な基礎的な理論、データの蓄積にも寄与した。

4. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、分野横断的な検討が必要である。社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入が必要である。また、各分野の研究者や様々な研究機関の協力の下で、研究体制の強化を図るべきである。また、国民の健康に直結する研究成果は、学術的評価を踏まえ、積極的に普及啓発すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、厚生労働施策を統計面から効果的に支えるため、公的統計の適時かつ確実な提供を目指すものである。そのため、統計情報の収集・分析・公表手法の改善、統計の精度向上、国際基準への整合、及び利活用促進のための基盤整備を行う。これにより、医療・介護・福祉・年金・雇用など制度の課題抽出・解決に資するエビデンスを創出し、世界保健機関（WHO）が勧告する国際統計基準の開発・改定にも貢献する。

2. 研究事業の成果

- ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究（令和5～7年度）では、新たな死因・疾病分類表の作成に必要な基礎資料が整備され、活用された。
- International Classification of Health Interventions（ICHI）の国内普及の更なる促進に資する研究（令和6～7年度）では、国際会議参加や意見発信、テキスト更新、全国研修を通じて得られた知見など、今後活用される成果が得られた。
- 傷病統計におけるNDBデータの利用可能性の検証に関する研究（令和6～7年度）では、情報整理と提言がとりまとめられ、令和8年以降の患者調査の企画に活用される見込みである。
- 我が国におけるICD-11によるコーディングの普及・教育に資する研究（令和7～9年度）では、教材開発や研修実施、導入状況調査が行われ、国内適用に向けた基盤が整備された。
- International Classification of Functioning, Disability and Health（ICF、国際生活機能分類）の多様な現場での実用化と統計への応用に向けた研究（令和7～8年度）では、採点基準やマニュアルの改訂、臨床スケールとの対応付けが進められ、包括的な生活機能評価の普及に貢献する成果が得られた。
- 介護サービス施設・事業所調査の統計精度向上に資する調査研究（令和7年度）では、調査改善に向けた提言が得られ、令和8年以降の調査企画に活用される見込みである。

3. 成果の評価

国際疾病分類第11版（ICD-11）を我が国の公的統計へ適用した場合に、統計を作成する側、利用する側双方にICD-11への移行による影響を示したことは有意義である。また、傷病統計へのNDB利用可能性の検証、患者調査への提言は行政的意義が大きい。定期的に実施される統計調査を見据えた計画、WHOの動向に合わせた研究計画・実施体制を有する研究課題が研究事業の目的・目標に沿って採択され、遂行された。研究結果から得られたデータや知見は国際統計分類の開発・改善にも活用され、国際貢献という視点からも有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

令和7年度に実施した研究課題では、目標達成に向け順調な進捗及び有効な成果が得られた。行政記録情報から公的統計の作成を追及するという姿勢は、公的統計の基本計画の方針にも沿っており、さらなる研究の推進が望まれる。ICD-11の我が国の公的統計への適用準備が進んでいる中、ICD-11の国際的導入状況の把握と、生成AIを活用した教材開発やコーディングシステムに関する研究を進める必要がある。引き続き、社会保障をとりまく状況の大きな変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンスの創出につなげる必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和7年度 臨床研究 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
「成果に関する評価」

(312,758 千円)

1. 研究事業の概要

生成 AI の急速な進展を背景に、生成 AI 技術の安全な活用と社会実装を進めるための制度整備が求められている。本研究事業は、保健医療分野における ICT・AI の開発・利活用の促進、医療データの利活用環境の整備、AI の社会実装に資する研究を推進する。

2. 研究事業の成果

医療機関の類型化に基づくネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールの整理と提言の作成、臨床手技修得度評価のための評価ルーブリック及び評価方法マニュアルの作成、総括報告書自動作成の精度向上、承認申請情報サマリーを自動作成する初期モデル構築などの成果が得られた。

3. 成果の評価

医療データを安全かつ円滑に使用できる環境整備を通じ、ICT や AI の開発・実装を加速化し、医療現場の負担軽減に必要な成果が得られており、行政的意義が大きい。また、医療機関のネットワーク環境の実態調査を踏まえた技術的課題の整理や提言の作成、臨床手技修得度評価のルーブリック及びマニュアルの整備等、有効性が高い成果が得られた。さらに、外部有識者から構成される評価委員会が研究評価を行うことで、効率的に研究を推進できる仕組みが構築されていた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

保健医療分野における DX の進展に伴い、医療データのセキュリティや、AI 導入に伴う課題を抽出し、その対応方策を検討する必要がある。また、生成 AI の進展を踏まえた制度整備が求められている。引き続き、ICT・AI 開発に必要な環境整備、データ利活用状況等の調査研究、ICT・AI を活用した医療現場の負担軽減や医療の質の向上に資する研究を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

最先端技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないよう、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical ,Legal and Social Issues、以下「ELSI」という。）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、ELSI を抽出、検討し、解決策の提言やガイドライン作成のための検討を行う。

2. 研究事業の成果

ゲノム情報（遺伝情報）に基づく不当な差別の事例の収集、小学校高学年、中学生、高校生を対象とした啓発資料の内容の検討・作成等を進めた。

3. 成果の評価

健康・医療分野に関する ELSI は多く存在し、課題の抽出、解決に向けた研究が求められている。特に、ゲノム分野では、社会的不利益に対する対応策や指針の提案等が期待される。したがって、本事業は最先端の科学技術の社会実装とより一層のイノベーションの推進に必要不可欠であり、行政的意義が大きい。また啓発資料の作成等については目標をおおむね達成しており、今後は国内事例の収集とあわせて提言案への活用が期待される。さらに中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図られている。

4. 改善すべき点及び今後の課題

多角的な議論が必要となる事業であるが、事例の収集等を踏まえ、解決策の提言等に向けて引き続き検討を進めることが求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和7年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 「成果に関する評価」

(39,922千円)

1. 研究事業の概要

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、国際保健分野における我が国の貢献の重要性が増している。我が国はUHCや健康危機対応、SDGs達成に向けた国際協力を進めている。本研究事業では、国際政策を主導し、国際技術協力等を強化することを通じて、地球規模保健課題への対応を図ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

国際機関幹部に必要な能力やキャリア形成要件の体系化、人材育成プログラム及び教材の開発が行われた。また、情報収集や分析結果が外交的根拠として、国際交渉において活用された。さらに、UHC指標の分析により、UHCナレッジハブの活動への貢献が期待される成果が得られた。

3. 成果の評価

国際保健分野の課題に対応し、UHCやパンデミック対応に関する国際議論への貢献を目的とした本研究事業の必要性は高い。また、最新の研究成果が国際会議等における提言の基礎として用いられた点、我が国の国際的プレゼンスの維持・強化に資する知見が提供された点で有効性が高い。さらに、限られた資源の中で専門家の知見を集約し、重複なく調査・分析が実施され、効率性に研究が推進された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

国際議論の動向把握とそれに基づく政策提案力の強化、我が国のプレゼンス確保に向けた取組、人材育成は引き続き課題となっている。また、WHOの制度的課題やUHC行動計画の推進等の重要課題に対応するため、研究事業のさらなる展開が求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い課題に対しては、緊急かつ効果的な行政施策の立案・実施が求められる。一方で、こうした課題は緊急性が高く既存の事業では迅速な対応が困難な場合がある。このため、本事業では特に緊急性が高く政策判断に直結する課題について、機動性の高い先駆的研究を支援・実施する。これにより課題解決に向けた基盤を構築するとともに、研究成果を短期間で集約し、速やかに厚生労働省の施策へ反映させる。

2. 研究事業の成果

本研究事業は、厚生労働行政に直結する課題解決を目的に実施されており、幅広い分野において活用されている。令和7年度は、緊急的に発生した厚生労働行政の諸課題に対応する研究等、計53課題を実施した。

具体的な成果物の例としては、成人の軽度・中等度難聴患者に対応するための「軽度・中等度難聴の診療の手引き」の作成や、加熱式たばこに関する国内外の科学的エビデンスを体系的に収集・整理し、「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」を公表し、会議等の資料として活用した。また、ICD-11に準拠した『ICDのABC』や令和8年度に改正した歯科医師臨床研修制度において活用するための「歯科医師臨床研修指導ガイドライン」の作成などが行われた。

3. 成果の評価

本研究事業の目的に基づき、国民生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い課題に対応する研究課題を多数実施し、課題解決に資する科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用された。特に緊急性の高い課題に迅速に対応できる体制は他の研究事業では困難であり、本事業の重要な特性である。また、単年度研究を基本としつつ必要に応じて他事業で継続するなど各部局と連携し効率的に実施された。さらに、所管課室からの提案に基づき課題が設定され、実施体制を精査したうえで進められた。研究経費は適切に見積もられ効率的に遂行され、成果は審議会等の基礎資料や施策の企画・立案に用いられ、概ね事業目的に沿った成果を得られた。加えて、短期間で成果取りまとめを前提とした運用により行政ニーズに即した研究実施が可能となり、政策判断に資する知見の提供に寄与した。また、成果は指針の整備、マニュアルの見直し等にも活用され、行政実務において具体的に反映された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、行政上緊急に対応が必要な課題を対象とするものである。そのため、短期間で効果的な成果を得るには、研究計画段階から施策への活用を見据えた目的設定が求められる。今後もこの点を踏まえ、本事業を推進していくべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業では「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の観点に立った研究を実施している。患者・社会との協働を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究、各分野の取組やがん対策全体の評価に資する研究を推進している。

2. 研究事業の成果

「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究」では、令和8年度から開始する「重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業」において、実証に参加する自治体、検診実施機関等が使用する「対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル(案)」が作成された。また、「がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの構築・改善に関する研究」では、第4期がん対策推進基本計画に導入されたロジックモデルに基づき、アウトプット、アウトカム指標の設定状況やデータソースが整理された。また、当該計画全分野の296指標から重要な指標(コア指標)93指標が選定され、計画の中間評価及び進捗管理に向けた評価基盤の構築に活用された。

3. 成果の評価

低線量CTを用いた新たな肺がん検診の体制構築に向け、マニュアル案の策定により、統一的な実施体制及び評価手法が明確化された。このことは、今後の実証事業における質の高い対策型検診の実施体制の確保と、円滑な事業開始・運用基盤の整備に寄与することが期待される。また、第4期がん対策推進基本計画に基づき、指標やデータソースの整理及びコア指標の選定を通じて評価基盤の構築を推進しており、重点的かつ効率的ながん対策の実施と着実な成果が創出された。このように、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を実施し、着実な成果を上げている。また、第4期基本計画に基づく各検討会等における議論の結果や、医療の進展に伴う新たな課題、がん研究の最新動向、医療従事者及びがん患者をはじめとする国民のニーズを踏まえ、妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められている。

4. 改善すべき点及び今後の課題

「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向け、「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、「肺がん検診における低線量CT導入の検証」、「がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの構築・改善に関する研究」の他、「がんゲノム医療推進に向けたがん遺伝子パネル検査の実態把握とがんゲノム医療提供体制構築」、「がんのリハビリテーション及びリンパ浮腫診療の一層の推進に資するエビデンス構築」等、さらなる研究開発が必要とされる分野について重点的に推進し、今後も「第4期がん対策推進基本計画」等を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていくべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生涯を通じた生活の質の維持・向上を図るためには、包括的かつ計画的な生活習慣病対策が求められている。本研究事業では、がん以外の代表的な生活習慣病対策について、疫学研究、臨床研究及び臨床への橋渡し研究を推進する。そして保健・医療の現場や行政施策に寄与するエビデンスの創出を目指す。

2. 研究事業の成果

「循環器病対策の進捗評価法の確立を目指した研究（令和6～7年度）」では、脳卒中とCHD（Coronary Heart Diseases）の2040年までの将来死亡数を高精度に予測するモデルを構築した。さらに2020～2023年のCHDと脳卒中の死亡数について、観測値と構築したモデルの予測値を比較し、予測モデルの精度検証を前向きに実施したところ、従来のモデルと比較して高い予測精度を示した。また、CVD（Cardiovascular Diseases）リスク要因の分布改善の評価方法の確立を行い、日本版IMPACT_{NCD}（Improving Preventive and Care Treatment for Non-Communicable Diseases）を開発した。

「食環境づくりの推進を通じた減塩がもたらす公衆衛生学的効果及び医療経済学的効果を推定するための研究（令和5年度～令和7年度）」では、食品関連事業者の減塩の目標設定と取り組みに関する文献レビューと事業者向けガイドの作成を行った。また事業者向け支援ガイドを作成し、研究班ウェブサイト上で公開した。さらに、減塩の取組の効果に関するシミュレーションモデルと都道府県向け活用ガイドを作成した。

3. 成果の評価

健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生涯を通じた生活の質の維持・向上を目指す上で包括的かつ計画的な生活習慣病対策は重要な課題であり、本研究事業で得られる科学的エビデンスに基づき、保健・医療の質の向上や行政施策を目指す必要がある。

本研究事業は、令和6年度に開始した「健康日本21（第三次）」や令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」の方向性と整合性をとりながら行われた。本研究事業の成果は、生活習慣病対策や健康づくりに対する施策が依拠する科学的エビデンスとして、「健康日本21（第三次）」や「第2期循環器病対策推進基本計画」の推進に活用された。また健康診査等の見直しに反映され。さらに、循環器病予防等のエビデンスを踏まえた指針等の作成・普及により、幅広い領域への貢献が期待される。

4. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度に開始した「健康日本21（第三次）」の取組を進めていく上で、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。また、循環器病では、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

ライフステージごとに大きく変化するという女性の心身の特性を踏まえ、生涯を通じた包括的な支援が求められている。本研究事業では、女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを地域や職域で提供できるよう、体制整備、人材育成、情報の収集・提供、施策等の評価の手法の構築等に資する研究を行う。

2. 研究事業の成果

女性の健康支援に関する研究では、月経前症候群のスクリーニング尺度が開発され、国際学術誌に発表された。また、職業性ストレスや月経痛に関する労働因子が学会発表された。

月経随伴症状に関する研究では、論文成果を基に、平易な表現によるパンフレットを作成し、ホームページに掲載するなど普及啓発に活用された。

3. 成果の評価

女性版骨太の方針2026では、女性のライフステージごとの健康課題に向き合い、生涯にわたり健康支援を行うことの必要性が示されている。そのため、本研究は女性の健康支援に関する政策的提言を行う研究として必要性が高い。また、医学的・生物学的観点に加え、社会的背景を踏まえた包括的な支援に焦点を当てた。ライフコース全体を通じた研究が実施されることで、研究成果を効率的に施策へ反映する仕組みが構築されていた。さらに、人材育成や普及啓発等に活用されることにより、女性の健康課題に対する施策立案に寄与し、身体的・精神的困難の軽減に資する成果が得られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康については、生涯にわたる包括的な支援が必要であるため、「女性の健康総合センター」の機能を踏まえ、研究体制の整備や研究者間ネットワークの構築を進める必要がある。また、評価方法の確立、地域や職域における専門的支援、人材育成、情報提供、普及啓発及び相談支援体制について検討を行い、政策提言等を通じて基盤整備を進めることが求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。

	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。
--	--

と判断される。

1. 研究事業の概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」において難病および小児慢性特定疾病が規定されている。本研究事業は、全ての難病及び小児慢性特定疾病の患者が受ける医療水準の向上と患者のQOL向上に貢献することを目的とする。難病医療支援ネットワークの推進や難病ゲノム医療の整備等の診療体制の向上、難病施策の推進に資する普及啓発、全国的な疫学調査、診断基準・重症度の策定、診療ガイドライン等の整備、小児成人期移行医療の推進、AMED研究を含めた関連研究との連携等を行う。

2. 研究事業の成果

- 「稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究」（令和5～7年度）において、23の指定難病を対象に、レジストリによる予後や治療効果の蓄積、ガイドライン策定・改訂を学会と協力して強力に推進した。レジストリによる実態調査を通じ、一部の疾患では病態解明に結びつく成果を上げた。患者会への教育・啓発活動も精力的に行い、具体的な社会還元ができた。
- 「難治性腎障害に関する調査研究」（令和5～7年度）において、難治性腎疾患の6疾患についての疾患レジストリや疾患データベースを用いて前向き及び後ろ向きコホート研究を実施し、それぞれのガイドラインの改訂に貢献した。
- 「原発性脂質異常症に関する調査研究」（令和6～8年度）において、研究班のホームページに患者や家族からの問い合わせ窓口を設置し、社会還元を行った。

3. 成果の評価

本研究事業の研究班により、全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象とした。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児・成人の研究者間の間で十分な連携も図られた。各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準や重症度分類、診療ガイドライン、難病情報センターの掲載内容等の作成や改訂を行った。それに加え、診療体制の中核を担い、学会のみならず患者会とも連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行うため、幅広く稀少・難治性疾患に関する情報の収集を継続するべきである。

4. 改善すべき点及び今後の課題

難病政策の策定・運用に資するための成果の創出のために、今後も診断基準・診療ガイドライン等の作成・改訂とともに、研究班を中心とした診療体制の構築、疫学研究、普及・啓発、患者会との連携をさらに推進する必要がある。

また、難病のゲノム医療の推進のため、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や遺伝子治療を含む全ゲノム情報等を活用した治療法開発の推進を目指す。実臨床につながる研究が行われるよう、AMEDと連携する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図るための研究が実施されている。具体的には、2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標としている。

2. 研究事業の成果

- 「ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究（令和 5～7 年度）」
「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」とポイントをまとめたリーフレット「CKD とともに働ける社会へ～治療と仕事の両立支援 4 つのポイント～」が作成された。今後は、CKD 患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進することに活用される。また、本成果は令和 8 年度診療報酬改訂に関する中央社会保険医療協議会・総会において参考資料として用いられ、「療養・就労両立支援指導料」の検討に活用され、診療報酬の対象となった。
- 「データベースを活用した慢性腎臓病（CKD）の診療実態把握と最適化を目的とした体制構築（令和 6～8 年度）」
診療実態の把握や評価指標の構築、ガイドライン遵守の効果検証等が実施された。これにより、全国的な診療実態の可視化が進み、KPI 達成に向けた進捗管理の基礎情報となることが期待される。

3. 成果の評価

「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」(報告書)及びその中間評価では、CKD 重症化予防の徹底と、患者 QOL の維持向上が全体目標として掲げられている。また、地域における診療体制の充実や 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で約 10%減少）とすることなどが成果目標（KPI）とされている。報告書の目標に関し、本事業では、普及啓発、人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進など、腎疾患対策全体の推進に寄与する研究が実施されている。報告書は自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境が整備されている。これにより、効率的な研究の実施が図られている。また KPI が達成された場合、患者の QOL の維持向上に加え、医療経済上の効果も期待できるため、本事業の意義は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携の下で、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベース等を活用した進捗評価指標の検討・導入を進めることが望まれる。また、地域での診療連携体制の構築を目指す研究班及び透析導入数の減少目標を設定した自治体と連携し、地域別対策モデルを立案・実行したうえで、全国的な横展開を図る必要がある。さらに、症状緩和、在宅医療の環境整備、高齢者を含む患者の QOL 維持・向上に資する取組を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」及び「リウマチ等対策委員会報告書」に基づき、リウマチ・アレルギー疾患対策に資する研究を実施する。

「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、総合的な対策を推進するための科学的基盤の構築が進められている。特に戦略2「社会の構築」において、疫学調査、研究者連携、臨床研究等を長期的かつ戦略的に推進している。

2. 研究事業の成果

アレルギー疾患分野では、拠点病院職員等を対象とした有病率調査により、「何らかのアレルギーがある」と回答した割合が65%であり、食物アレルギー、花粉症、気管支喘息の増加が確認された。当該結果はアレルギー疾患対策推進協議会の資料として活用された。また、生活管理指導表に関する研究では、自治体、栄養士、医師を対象とした調査を通じて運用上の課題を可視化し、実務的冊子の作成及びデジタル化につなげた。関節リウマチ分野では、NDB等の解析により2023年時点で患者数が98.6万人と増加が確認されたほか、高齢患者支援の課題を踏まえた多職種連携資材が作成された。

3. 成果の評価

本研究成果は、医療水準の向上、地域における診療の均てん化及び適切な情報提供の推進に貢献するものであり、行政的意義が大きい。

拠点病院を中心とした疫学調査は、アレルギー疾患の現状把握及び政策課題の検討に必要であり、施策の見直しに資することが期待される。また、生活管理指導表の活用ハンドブックや関節リウマチの患者支援ガイドの作成等は目標をおおむね達成しており、学校及び医療現場での活用や医療提供体制の整備に有用である。さらに、研究代表者を中心とした連携の下で進捗管理が適切に行われ、実態調査やデータ整理が効率的かつ効果的に遂行された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

アレルギー疾患対策では、基本指針見直しに対応するため、現状把握と政策評価を継続的に実施できる研究体制の強化が必要である。特に、令和7年度に着手した政策評価指標案については、実際の政策評価に活用できる形にすることが課題である。また、疫学調査やNDBによる診療実態調査についても、継続実施により経年変化を把握できる体制整備が求められる。さらに、生活管理指導表に関する研究については、成果の全国的な実装や運用状況の検証が不十分であり、今後の改善が必要である。関節リウマチ対策では、作成された資材の社会実装や活用状況の評価が十分でなく、活用実態の把握を進める必要がある。引き続き、研究班と事業担当者が連携し、政策や現場での活用まで見据えた研究を推進することが求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

移植医療における課題に対応し、ドナーやレシピエントにかかる負担軽減や安全性確保を図るため、制度整備に資する科学的知見の取得を目的としている。

2. 研究事業の成果

○臓器移植領域

臓器提供施設が使用する臓器提供に関するマニュアルの作成、不可逆的全脳機能不全の集中治療及び法的脳死判定に関する e-learning の作成、移植実施施設の現状の把握と支援を必要とする施設の要件設定が行われた。また、遠隔脳死判定に関するガイドライン（案）の作成、や臓器提供施設に対するアンケート調査や臓器提供に関する全国的なデータベースの構築が行われた。

○造血幹細胞移植領域

臍帯血採取施設での同意取得の負担軽減、健康調査票の回答率向上のためスマートフォン等による IT 化に向けた設計開発等が行われた。また、骨髄バンクと協同して、スワブ検体を用いた HLA 検査手法を取り入れた新規ドナー登録 WEB システムの導入に向けたトライアルの検証が行われた。

3. 成果の評価

「臓器の移植に関する法律」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の中では、レシピエント・ドナー両者にとって安心・公正な医療基盤を確立することが求められている。臓器移植分野においては、提供施設と移植施設及びあっせん機関等における課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われた。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有されて、移植医療基盤の改善に役立てられた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供に関わる解説書やマニュアルのより幅広い層に向けた活用を目的として医療従事者に対する移植医療の教育や啓発に取り組んでいく必要がある。また、提供施設及び移植施設及びあっせん機関における課題を抽出して、臓器提供の推進に寄与していく必要がある。

造血幹細胞移植分野では、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保される必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
--	--

	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

多くの国民が慢性の痛みを抱えており、QOL低下の重要な一因となっている。このため、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」に基づき、総合的な痛み対策を進めてきた。本研究事業では、痛みセンターを中心とした診療体制の構築・充実を図り、地域における診療体制の均てん化を推進している。併せて、診療データベース等の活用による患者層別化、診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施し、患者のQOL及び診療の質の向上を目指している。

2. 研究事業の成果

「高齢期就労者を含む多様性の受容と慢性の痛み患者への包括的就労支援策の開発と実践―国際的視点の導入」（令和7～9年度）において、頭痛・頸肩こりセルフケア動画の制作、ライフスタイル改善プログラムを紹介する「痛みのガイドブック」が作成された。そのほか、「慢性の痛み情報センター」ホームページの改善や、産業医、プライマリ・ケア医向けセミナーの実施等を通じ、情報や医療へのアクセスを向上するための環境が整備された。

一方で、全体的に運動器の感覚変調性疼痛に対する研究が多く、中枢機能障害性疼痛や原発性疼痛疾患など、その他の疼痛に関する研究が不足している可能性がある。

3. 成果の評価

「慢性の痛み情報センター」の機能向上や、セルフケア支援コンテンツの整備により、国民が慢性の痛みに関する情報を収集し、セルフケアを実施できる環境が整備された。また、産業医やプライマリ・ケア医を対象としたセミナーの実施によって、慢性の痛み医療の均てん化や就労支援を効率的に推進することが可能となった。

研究成果の活用により、セルフケアの推進や、医療機関への早期受診が可能となる。また、多職種連携や就労支援等による介入を通じ、患者のQOL改善及び社会復帰の促進が期待される。これらは医療経済的な効果も有する。

4. 改善すべき点及び今後の課題

痛みセンターにおける診療エビデンスの蓄積をより推進し、効率的・効果的に研究を行う必要がある。慢性疼痛診療ガイドラインの改訂・普及に努める必要がある。感覚変調性疼痛とともに、神経障害性疼痛や中枢機能障害性疼痛、慢性疾患に伴う疼痛など、多くの国民が実際に直面している多様な疼痛疾患にも対応することが望まれる。今後は認知行動療法などを含む多角的な慢性疼痛診療システムや包括的就労支援策の開発等の研究を通じて、痛み政策を推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

2. 研究事業の成果

「訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築」では、訪問看護サービスでの事故・インシデントとその把握システムの実態を調査し、事業所向けに望ましい安全管理体制に関する指針（案）が作成された。また、「オーラルフレイル対策における口腔機能の維持・向上のための効果的な評価・介入方法の確立の研究」では、オーラルフレイルの実態調査や自治体へのヒアリング調査を実施し、その結果等に基づいて「地域で取り組む！オーラルフレイル対策マニュアル」が作成された。

3. 成果の評価

高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し、生活の質の維持・向上、健康寿命延伸に寄与する研究成果が創出された。また、多様なニーズに対応した介護サービスの充実や、自治体等による科学的根拠に基づく介護予防事業の展開に資する知見が得られた。このため、介護分野における政策上の課題解決に貢献したと評価できる。また事前・中間・事後評価を通じた第三者評価により、研究計画及び実施体制の妥当性が確保され、適切な進捗管理が実施された。本事業で作成された訪問看護サービスの安全管理に関するガイドラインは、事業所の安全管理に貢献するものであり、有効性は高い。また、オーラルフレイル対策マニュアルは、地域における対策の推進に活用可能な成果である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、当初の目的及び計画に沿って取組が実施された。引き続き、高齢者特有の課題に着目し、生活の質の維持・向上及び健康寿命延伸に資する研究成果の創出が求められる。また、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法の開発と、限られた資源の中で効率的にサービスを提供できる体制の構築を推進する必要がある。さらに、審議会等での議論や制度改正の動向を踏まえた研究の推進が求められる。質の高い介護サービスの提供及び介護保険事業（支援）計画の策定に向け、PDCAサイクルの好循環を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を実施していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
--	--

○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

認知症の人が尊厳を保持しつつ生活できる共生社会の実現に向け、予防、診断・治療、リハビリテーション及び介護に関する科学的エビデンスの確立及び政策課題の調査研究を行う。

2. 研究事業の成果

若年性認知症に関する研究においては、就労継続や多職種連携に関する課題が明らかとなった。これらを踏まえ、若年性認知症支援ガイドブック等が作成された。また、遠隔医療に関する研究においては、離島・中山間地域における支援体制の課題が整理され、事例集として取りまとめられた。

3. 成果の評価

認知症及び軽度認知障害の人が増加を踏まえると、地域での生活を支える施策推進の重要性は高い。本研究事業は、実態把握、支援体制の検討等を通じ、施策の基盤となる知見を創出するものであり、施策立案への活用が期待される。また、事業計画や実施体制の妥当性・効率性も確認されており、既存エビデンスを踏まえつつ新規性のある研究課題が設定された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

認知症及び軽度認知障害の増加に伴い、課題の多様化が見込まれる。優先度の高い研究課題を選定し、一層効率的に研究を推進する必要がある。

加えて、研究成果の実用性を高めながら、周知・活用を促進する取組を継続することが求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本事業は障害者部会報告書を踏まえ、障害保健福祉施策の立案・実施に資するエビデンスを創出することを目的としている。障害の種類別、福祉サービスの体系別等の観点から、総合的かつ体系的な政策研究を推進する。

2. 研究事業の成果

補装具費支給制度に関する研究、障害者ピアサポート研修に関する研究、地域包括ケアシステム構築に関する研究において、制度見直しや計画策定に関する基礎資料、指標、改善提案等が取りまとめられた。これらの成果は、補装具告示改正や障害福祉計画の指標への反映等、施策の検討に活用されている。

3. 成果の評価

制度改正や政府の計画策定に直結する知見が得られており、行政的に必要性の高い研究が実施された。また、研究内容の重複を回避した体制の下、専門家の連携及び担当官による進捗管理により効率的に研究が遂行された。さらに、研修プログラム等の改訂や、支援手法の検討等の成果は、人材育成や支援の質の向上に寄与しており、施策への活用可能性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

障害種別を問わず、地域社会での共生を目指す観点から、制度の立案や見直し、実装に資する研究を引き続き推進する必要がある。また、関係者の意見や制度動向を踏まえ、時宜に応じた研究課題の設定と成果の活用促進が必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和7年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「成果に関する評価」

(578,610 千円)

1. 研究事業の概要

平時における感染症危機管理機能の強化、迅速な病原体診断の体制整備、感染症指定医療機関の機能充実、水際対策の強化、予防接種体制の構築等、次の感染症危機に備えるべく、必要な行政対応の科学的根拠を創出するための研究事業である。

2. 研究事業の成果

感染症危機対応力の強化や行政施策に資する知見が整理され、各種ガイドラインや指針としてとりまとめられた。具体的には、一類感染症等の患者が発生した場合の対応能力の向上を図るための集中治療に関する実技研修会の開催、国内に常在する広義のウイルス性出血熱である SFTS に関して診療の手引きの作成、アジア諸国の AMR 対策実行支援の1つとしてカンジダ・アウリス感染症及びその対策に関する知見を集約した診療の手引きの更新、エムボックスの国内流入に備えた対策に資する知見の集約とともに検査のガイドライン・診療の手引きの整備等が行われた。また、ワクチンに関する疫学情報の収集や費用対効果の分析が実施され、定期接種化の検討に資する情報として、審議会の議論の基礎情報として提供された。

3. 成果の評価

本研究事業は、感染症危機への対応の強化や、予防接種施策の推進に直結する研究を実施しており、行政的必要性は高い。また、平時及び有事の双方に備えた研究計画の下、P0 による進捗管理等により、効率的な事業運営が図られた。さらに、重点感染症等を想定した感染症危機管理能力の強化、性感染症、AMR 対策、予防接種等、行政施策に直結する成果が多く産出され、社会的な貢献が大きい。

4. 改善すべき点及び今後の課題

行政的に緊急性の高い課題に対応する研究が多いことから、研究計画の時点から、施策への寄与を十分に見据えた設定を行うとともに、進捗管理のさらなる充実を図ることが重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。

	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。
--	--

と判断される。

1. 研究事業の概要

エイズ予防指針に基づき、感染予防及び医療提供体制の整備に資する科学的根拠を創出し、事業や研究効果を検証し、必要な対策を検討することで、我が国のエイズ対策の総合的な推進を図る。

2. 研究事業の成果

HIV 感染症の実態把握や医療体制の改善に資する知見が蓄積され、疫学指標の整理や各種ガイドラインの作成が進められた。具体的には、NDB を用いた指標の確立、HIV 感染血友病患者の止血機能異常症に関する救急診療ガイドの作成、母子感染予防マニュアルの改訂等が行われ、行政施策および医療現場での活用が図られている。

3. 成果の評価

HIV 感染予防、医療体制、疫学情報等の幅広い分野において研究を実施し、エイズ対策の総合的な推進に資する知見を提供していることから、必要性は高い。

また、担当官による進捗管理や研究班間での連携体制の構築を通じて、効率的な運営が図られた。さらに、研究成果は施策の評価や改善に活用され、HIV 感染予防及びエイズの継続的な治療体制の確立に寄与しており、有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

厚生労働行政につなげるため、多様な対象に関する調査や啓発活動においては、現状把握にとどまらず、具体的な介入方法や施策提言に展開できるよう計画的にすすめていくことが重要である。また、個別施策層（MSM、外国人、薬物使用者等）への対応については、対象の特性変化を踏まえた戦略の再構築等が求められる。加えて、研究成果については実装可能なモデルやマニュアルとして整理し、医療・福祉の連携を含めた現場での活用を促進することが重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、疫学研究、診療体制や社会基盤の整備、偏見・差別の防止等、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

2. 研究事業の成果

①住民健診におけるC型肝炎ウイルス検査手順の効率性及び経済性の評価、②肝がん・重度肝硬変患者のNCDデータを用いたレジストリシステムの活用、③特定科（眼科・歯科）の医師会等と連携した、非専門医自らが肝炎対策を行える環境づくり、④肝炎医療コーディネーターの活動補助資材の開発、⑤肝炎啓発のエデュテインメント資材の機能検証、⑥差別・偏見解消のための若年層への肝炎授業を含めた啓発資材開発、⑦地域連携ネットワークを用いた良質な肝炎診療のモデルケースの創出、などの成果が得られた。特に③・④・⑥は、当初の計画を上回る優れた成果であり、肝炎ウイルス陽性者の受療のさらなる拡大や肝炎啓発、肝炎ウイルス感染に対する差別・偏見の解消に多大な貢献が期待される。

3. 成果の評価

肝炎対策基本法及び基本指針に基づき、肝炎対策の基盤となる行政課題を解決するための研究を進める必要がある。このため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染や偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、疫学研究、肝炎対策の評価といった肝炎総合対策に対して幅広く研究が実施された。

これらの成果は、肝炎ウイルス患者の円滑な受検・受診・受療の促進、肝炎についての知識の普及に関わる資材の開発、社会の多様性や地域の実情に応じた肝炎総合対策を実施していくために不可欠である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には多くの肝炎ウイルスキャリアが存在する。肝疾患実態把握を目的として、NDBデータ等の解析、検査受検率、肝がん死亡率等の把握等、肝炎対策基本指針の令和9年の改正に向けたエビデンスデータの蓄積が重要である。また、効率的・合理的な行政施策のための全国規模の疫学調査の継続も求められる。

肝炎医療の均てん化に向けては、地域における病診連携推進や各指標の継続的な運用により、医療提供体制及び施策の改善を図ることが重要である、そのため、地域の実情を踏まえた対策の充実や医療の均てん化につなげる研究を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、少子高齢化や生産年齢人口の減少により大きく変化する医療需要に対応し、ICT 等も活用しながら、医療の質及び医療安全の向上を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を推進し、持続可能で良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域医療の基盤を確立することを目的とした研究を実施している。

2. 研究事業の成果

医療提供体制の構築や人材確保・育成等に資する成果が得られた。例えば、遠隔集中治療に関するガイドラインの整備や、放射性医薬品の適正使用に関するマニュアル作成等が行われ、施策への活用が進められている。一方、医療関係職種の卒後教育に係る研究では、アンケート調査により制度の整理は進んだものの、インタビュー調査が未実施である等、今後の分析の深化が課題である。

3. 成果の評価

85 歳以上の高齢者の増加及び生産年齢人口を中心とした人口減少が見込まれ、こうした人口構造の変化に対応した医療提供体制の構築が求められる中、本事業はその基盤となる知見を提供しており、必要性が高い。また、研究期間が比較的短期（原則2年以下）に設定され、加えて進捗管理が適切に行われている。これらのことから、効率的に研究が実施されていると評価できる。

さらに、ガイドラインやマニュアルとして施策に反映されている成果も見られ、医療提供体制の整備に直接寄与していることから、有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

過去の研究成果の活用を踏まえ、政策への反映をより意識した研究の推進が必要である。特に、一部の研究では、成果の具体化や分析の深化が不十分であることから、データの精査及び追加調査等により実効性のある提案につなげる必要がある。また、研究成果が地域医療の現場において活用されるよう、実効性の向上及び周知の強化を図ることが重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進を目的に、労働安全衛生行政の推進に資する科学的知見を整備し、技術水準の更なる向上を図る。

2. 研究事業の成果

令和7年度は、労働安全衛生分野における複数の重要な知見が得られた。例えば、呼吸用保護具のフィットファクタに関する研究では、顔形状データ及び画像を用いた機械学習により、フィットテスト結果の予測精度が向上した。

また、職場における女性の健康保持増進のための産業保健活動に関する研究では、健診・事業者向けマニュアル案が作成、公表された。加えて、アクションチェックリストやeラーニング教材等の実践的資材も開発された。

さらに、高齢労働者の転倒災害防止に向けた研究では、転倒リスク評価ツールの有用性が示され、高リスク群の抽出に有用であることが明らかとなった。

3. 成果の評価

近年の労働災害は、死亡災害は長期的に減少傾向にある一方で、休業4日以上之死傷災害は増加傾向にある。さらに、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、中小事業場における災害も多数を占めている。そのため安全衛生対策の取組促進が不可欠である。また、労働者の健康の保持・増進に関しては、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援等多様化している。このため、産業保健の体制や活動の見直しが必要であり、加えて、化学物質による健康障害の防止や石綿対策の着実な実施も必要である。

これらの課題の解決に向け、本研究事業では、最新の工学的技術や医学的知見等の収集・活用が行われた。

限られた事業予算の中で最大限の効果を得るため、第14次労働災害防止計画に基づき重点課題を設定し、事前評価及び中間評価において外部専門家による評価を実施することで、研究方法や内容の妥当性が確認された。その上で、重点課題に直結した成果を得られる課題が採択され、長期的な視野での研究課題の管理し、必要額の精査も行われた。

労働安全衛生分野の現状分析や科学的知見の蓄積、法令の課題整理・整備が継続的に行われた。これらの成果を踏まえ、法令改正やガイドライン策定が進められ、労働災害の減少や労働者の健康確保につながることから、本事業は有効である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「第14次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性

疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を実施している。

2. 研究事業の成果

食品中の放射性物質等の検査法の評価、と畜場等における衛生管理の合理化に資する基礎資料の提示、食品由来疾患の被害実態の推計等が実施され、施策への活用が進められた。

3. 成果の評価

食品の安全確保に向けては、監視・検査体制の充実、衛生管理の検証、リスクコミュニケーションの推進等において、科学的根拠に基づく対応が不可欠である。また国民の関心が高い研究課題に関する成果が、各種の通知やガイドラインに反映されており、効率的・効果的に施策に活用された。さらに研究成果は、国内施策のみならず国際機関への情報提供にも活用されており、意義、有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導及びリスク管理やリスクコミュニケーションに資する研究などは引き続き推進する必要がある。また政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた安全管理に関する研究等も推進する必要がある。さらに、個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上、研究班間の情報交換の場の設定等、効率的・効果的な研究の実施を図るとともに、研究事業が総合的かつ実効的に遂行されることが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症の治療等に資する科学的知見の創出を目的としている。

2. 研究事業の成果

油症患者の長期死亡リスクについて再評価を行うことを目的に、油症患者の生存・死亡情報をアップデートした。また、検診受診者について、血液中の PCDF 等（ダイオキシン類）の濃度を継続的に測定するとともに、血液中 PCB 分析の精度管理についてデータ解析を行い、定量分析が適切に実施されていることを確認した。さらに、基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体である AHR (Aryl hydrocarbon Receptor) の働きに着目した実験を継続して行うとともに、気道上皮では SIRP α (Signal regulatory protein α) が炎症制御の新たな標的となり得ることを示唆する結果等が得られた。これらの成果は、今後の予防・診断・介入の基盤となるものであり、ダイオキシン類の影響のさらなる解明や、将来的な油症の治療等への活用が期待される。

3. 成果の評価

カネミ油症の診断・治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、行政的意義が大きい。また、油症患者等にとっても極めて重要な成果が得られた。研究事業の成果は、患者及び医療従事者に直接提供されるなど、研究成果の実用化・普及が効率的に進められた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

カネミ油症の疫学調査や漢方薬・分子標的薬等カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな治療薬などについても研究を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和 7 年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「成果に関する評価」

(378, 868 千円)

1. 研究事業の概要

薬事行政における各種制度の課題に対し、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づき整備を推進するための研究を行う。

2. 研究事業の成果

国家検定の効率化、薬物乱用対策、献血推進、医薬品販売制度、市販後安全対策等に関する知見が整理され、制度運用や見直しに活用された。

具体的には、検定試験項目の見直しやロットリリースの合理化、薬物使用実態の把握、献血施策の評価、薬剤師の資質向上に向けた研修の提案、医療機器等の安全対策制度の見直し等が実施された。

3. 成果の評価

本事業は、薬物乱用対策、市販後安全対策、医薬品販売制度等の制度検討に貢献する知見を提供しており、行政的必要性は高い。また、関係機関の参画の下、効率的に研究が行われ、研究成果が調査会や事業者において直接活用されるなど、効率的な事業運営が図られている。さらに、研究成果が関連省令や通知の改正に反映されており、制度運用の改善に寄与していることから、有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

偽造医薬品を含めた未承認医薬品への対応強化に向け、輸入監視手法の高度化及び情報提供の充実を図る必要がある。また、NPS（新規精神作用物質）への対策として、海外情報の収集及び分析法・鑑別法の構築が求められている。さらに、血液製剤の開発動向や OTC 医薬品の取り巻く環境変化を踏まえ、制度及び人材育成に関する検討を継続的に行う必要がある。加えて、新技術の進展や医療DXを踏まえた市販後安全対策の高度化に寄与する研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和 7 年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本事業は、化学物質によるヒト健康へのリスクに対応するため、評価手法の高度化及び規制基準の整備に資する科学的知見の創出を目的とする。

2. 研究事業の成果

化学物質の試験法及び評価手法の高度化に資する成果が得られ、国内法令に基づく規制及び国際基準の整備に活用された。具体的には、家庭用品中の有害物質に係る試験法の改正、皮膚感作・免疫毒性に関する新規試験法の OECD テストガイドラインへの追加収載など、国内制度及び国際的枠組みの双方に寄与する成果が得られた。

3. 成果の評価

本研究事業は、化学物質の安全対策に関する行政施策の科学的基盤であり、国民生活の安全確保の観点から不可欠である。また、研究内容と進捗状況の管理が国立医薬品食品衛生研究所により一体的に行われ、研究班間の連携を通じて効率的な事業運営が図られている。さらに、得られた成果は、国内法令に基づく各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定にも活用されており、有用性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

化学物質のリスク低減に向け、国際協調の下で有害性評価の迅速化及び高度化に引き続き、取り組む必要がある。また、生活環境中の化学物質に関する施策に活用される研究を一層推進していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本事業は、安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応に向けた研究を推進する。

2. 研究事業の成果

地域保健体制の強化、生活環境における衛生管理の高度化、健康危機管理およびテロ対策に資する成果が得られ、ガイドラインや研修プログラム等として整理された。具体的には、DHEAT 体制強化に向けた訓練の実施、自治体の体制整備状況の把握、建築物衛生管理や施設の感染対策に関する指針整備、CBRNE 対応ツールの改訂、災害対応システムの運用改善等が行われ、行政実務への活用が進められている。

3. 成果の評価

地域保健体制の充実、健康危機管理体制の整備に資する知見が得られた。また生活環境に関する研究の成果は、各自治体で活用されており、実務への反映が進んでおり、行政的必要性は高い。さらに全国的な対応能力の底上げ及び均てん化に寄与しており有効性も高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

多様な健康危機課題に対応するため、関係機関との連携強化及び人材育成の手法等の研究を引き続き推進する必要がある。一方、一部研究で、地方自治体や他省庁との連携不足による進捗の遅れが見られた。このため、今後は、研究管理体制の強化及び関係機関との連携充実により、実効性の高い成果創出を図るよう改善が求められる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和7年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

3) 終了課題の成果の評価

個別の研究成果の数値が得られた 381 課題について、原著論文は計 7,867 件、その他の論文は計 2,387 件、学会発表は計 10,347 件であった。また、1 課題あたりの中では、原著論文 20.6 件、その他の論文 6.3 件、学会発表 27.2 件であった。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。

行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や診療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関向けガイドライン等、施策への反映件数及び反映予定件数を集計したところ 256 件であった。具体例としては、「軽度・中等度難聴の診療の手引き」、「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」、「食品関連事業者のための製品の減塩ガイド」、「結節性硬化症に伴うてんかんの治療ガイドライン」、「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」、「介護・福祉スタッフのための関節リウマチ Q&A」、「痛みのガイドブック 無理なく続けるライフスタイル改善プログラム」、「オーラルフレイル対策マニュアル」、「エムボックス診療の手引き」、「HIV 母子感染予防対策マニュアル」、「高齢労働者のための転倒リスクセルフチェック」等の作成、改定があげられる。

一方で、研究開始時期と行政スケジュールの不整合により、成果の施策反映が次年度に持ち越された事例が認められた。また、調査設計・分析の精緻化の不足や制度的制約、調査の遅延等により、目的とする成果が一部不十分となった事例も認められた。しかしながら、全体としては、学術的成果に加え、施策への反映や普及啓発に資する成果が得られており、終了課題については概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は令和 8 年 6 月 26 日時点の報告に基づくものである。研究の終了直後であることから、論文数、学会発表数、特許の出願及び取得数、施策への反映件数は今後増加する可能性がある。また、分野による論文化の特性の違いや、研究班の規模等の差異にも留意する必要がある。

表 2. 厚生労働科学研究費補助金の令和 7 年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究（政策科学推進研究）	14	26	275	23	3	135	25	0	0	23	5
政策科学総合研究（統計情報総合研究）	4	2	8	5	1	25	14	0	0	2	2
政策科学総合研究（臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究）	4	13	38	4	1	23	5	2	0	0	4
政策科学総合研究（倫理的法的社会的課題研究）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	4	7	4	11	9	20	23	0	0	0	6
厚生労働科学特別研究	53	13	7	13	1	70	6	0	0	13	34
がん対策推進総合研究（がん政策研究）	46	202	589	74	9	639	107	1	0	21	147
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	26	4	153	30	2	88	12	0	0	6	7
女性の健康の包括的支援政策研究	4	26	270	25	0	29	12	0	0	0	9
難治性疾患政策研究	62	466	4,332	960	531	5,372	1,220	7	7	91	312
腎疾患政策研究	3	3	12	20	101	142	23	0	0	4	0
免疫・アレルギー疾患政策研究	5	3	86	26	1	75	7	0	0	5	8
移植医療基盤整備研究	2	11	83	1	5	49	6	0	1	0	4
慢性の痛み政策研究	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長寿科学政策研究	5	3	65	0	0	58	16	0	0	0	8
認知症政策研究	3	33	96	23	0	108	26	0	1	1	0
障害者政策総合研究	24	65	185	209	44	513	88	0	0	30	55
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	22	10	101	36	17	82	17	0	0	17	9
エイズ対策政策研究	8	29	106	5	0	235	20	0	0	4	3
肝炎等克服政策研究	6	17	71	19	6	125	22	0	0	1	356
地域医療基盤開発推進研究	23	9	8	7	0	61	3	1	0	3	7
労働安全衛生総合研究	8	5	48	9	0	61	8	0	0	3	4
食品の安全確保推進研究	13	14	61	20	2	169	20	0	0	5	70
カネミ油症に関する研究	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究	28	80	112	81	14	236	34	3	0	17	134
化学物質リスク研究	4	6	68	4	8	208	31	4	1	2	0
健康安全・危機管理対策総合研究	10	12	30	26	1	73	6	0	0	8	28
総計	381	1,059	6,808	1,631	756	8,596	1,751	18	10	256	1,212

（注）各集計数は、研究者が「厚生労働科学研究成果データベース」に登録した件数（令和 8 年 6 月 26 日時点）を反映している。同データベースでは、当初の終了予定年度で課題を管理しているため、令和 6 年度に終了予定として開始されたが、終了せず令和 7 年度に繰り越した課題は含まれていない。また、各集計数は、研究期間の終了直後の値であり、今後増加する可能性があること、研究分野による論文化のしやすさの差があること、研究班ごとの規模に差があること等にも留意する必要がある。

5. 研究事業全体の評価

令和7年度の厚生労働科学研究の成果を評価した結果、行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関向けガイドラインや学習資材等、施策に反映された件数及び反映予定件数は256件であった。また、終了課題の集計では原著論文が7,867件となるなど、学術的成果も多数得られている。これらの結果から、ほとんどの研究事業で行政課題の解決に資する成果を挙げていると判断できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が設定されている。新規分と継続分を合わせた採択率は87.5%(711/813)であった。必要性及び緊急性が高い課題が採択・実施されており、予算面においても効率的な運用が行われていると考えられる。また研究成果を踏まえた事業・課題の見直しが行われており、研究事業全体の効率性は高いと判断できる。

各研究課題の評価方法についても適切に整備されている。評価委員会においては、各分野の専門家が最新の知見に基づき評価を行い、その結果を踏まえて研究費の配分が行われている。さらに、中間評価においては、研究の進捗及び到達状況の確認が実施されている。必要に応じて研究計画の変更又は中止が決定されていることから、効率的な事業運営がなされていると判断できる。

いずれの事業においても行政部局との連携の下で研究が実施されており、研究事業全体として、学術的成果のみならず、施策への反映等の観点からも有効性は高いと評価できる。今後は、国民の健康及び福祉の向上により一層資する研究の推進に向け、施策への活用の観点も踏まえた適切な評価を実施するとともに、その結果を反映した研究の推進を図る必要がある。